

府共第483号

令和元年12月20日

都道府県知事
各 殿
政令指定都市市長

内閣府男女共同参画局長（公印省略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の変更について（通知）

平素より女性の活躍推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）において、政府は、法第5条の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（平成27年9月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定し、都道府県及び市町村は、法第6条により、基本方針等を勘案して、当該地方公共団体の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）を定めるよう努めることとされています。

このたび、基本方針を下記のとおり変更しましたので、お知らせします。

都道府県知事におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）、関係機関・団体及び住民に対して、政令指定都市市長におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、その内容を広く周知いただくとともに、変更後の基本方針を踏まえて、推進計画の策定・変更を進めていただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 変更の趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、基本方針を変更する。

2 変更の概要

（1）女性の職業生活における活躍に関する情報の公表への追記

改正法により、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の一般事業主及び特定事業主に、職業生活に関する機会の提供に関する情報及び職業生活と家庭生活との両立に関する情報の公表が義務付けられることを踏まえ、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表について同内容を追記する。

（2）女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定への追記

改正法により、法第 9 条により認定を受けた一般事業主について、女性の職業生活における活躍に関する取組が特に優良な一般事業主として認定できるようになることを踏まえ、同内容を追記する。

（3）中小企業における行動計画の策定の促進への追記

改正法により、常時雇用する労働者の数が 101 人以上の一般事業主に一般事業主行動計画の策定が新たに義務付けられることを踏まえ、中小企業における一般事業主行動計画の策定を引き続き促進する旨を追記する。

（4）その他条ずれ等に係る修正や施策の時点更新等